

# 登校・早退・出席の扱いについて



状況	基本的対応	出席の扱い	登校時の提出書類
生徒が感染した場合	<b>登校不可</b>	医療機関の医師や保健所が指定した期間まで <b>出席停止</b> ▶有症状者 発症日を0日として7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過するまで ▶無症状者 検体採取日を0日として7日間を経過するまで 5日目の検査キット(※1)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後に登校可能	体調不良に伴う早退・欠席届
生徒が濃厚接触者となった場合	<b>登校不可</b>	無症状の場合は陽性者との最終接触日から5日を経過するまで <b>出席停止</b> ・抗原定性検査キット(※2)により2日目と3日目に自費検査を行い、陰性が確認された場合、3日目から登校可能 ・休養期間中、症状がある場合には休養期間を延長する	体調不良に伴う早退・欠席届
生徒に発熱や風邪症状があった場合	自宅休養	欠席扱い ※ただし、医療機関を受診し、医師の指示があった場合は、 <b>出席停止</b>	なし ※医師の指示があった場合は体調不良に伴う早退・欠席届
同居家族が濃厚接触者となった場合 ▶同居家族に発熱等の風邪症状がある場合	<b>登校不可</b>	医師の指示がある場合 <b>出席停止</b>	体調不良に伴う早退・欠席届
▶同居家族に発熱等の風邪症状がない場合	登校可		なし

同居家族に発熱や風邪 症状があった場合	自宅休養	欠席扱い ※ただし、医療機関を受診し、医師の 指示があった場合は、 <b>出席停止</b>	体調不良に伴う早退・欠席届
登校後、学校において 発熱・風邪症状を確認	早退 及び 自宅休養	早退扱い ※ただし、医療機関を受診し、医師の 指示があった場合は、 <b>出席停止</b>	受診した場合は 体調不良に伴う早退・欠席届 ※詳しくは、学校に相談
新型コロナウイルス感染症 ワクチン接種の副反応が ある場合	自宅休養	公欠	ワクチン接種証明書の写し

- ※ 1 抗原定性検査キットまたはP C R検査
- ※ 2 体外診断用医薬品に限る。研究用は不可